

## SMF (Saitama Muse Forum) 会則

### (会の名称)

第1条 会の名称はSaitama Muse Forum (サイタマ ミューズ フォーラム) とし、SMF (エスエムエフ) と略称する。

### (会の目的と活動)

第2条 SMFは既成のジャンルにとらわれない自由な視点からさまざまなアートプログラムを企画し、アートをめぐって多くの人がつながっていくためのプラットフォームである。

2. SMFはさまざまな生き方をしてきた人が集い、触発し合いながら、まだ見たことも聴いたことも経験したこともないようなモノゴトを創りだすこと、これまで見えなかったモノゴトが見えるようになること、これまでとモノゴトが違って見えるようになり、生きることが豊かになることを目指して活動する。
3. SMFは埼玉県内各地のミュージアムをキーステーションとし、美術、建築、音楽、文学、ダンス、パフォーマンス、地域活動など、さまざまな領域のメンバーで活動し、そのための事業を企画立案し開催する。

### (事務局の設置)

第3条 SMFの事務局は、当面、埼玉県立近代美術館内に置く。

### (代表と役員)

第4条 役員として代表1名、副代表1乃至3名、会計、監事各1名を設け、第9条に定める運営委員の中から互選により選出する。

### (会員)

第5条 SMFの趣意に賛同し、所定の会費を納めたものをSMF会員（以下会員）とする。

2. 会員には正会員、サポート会員、フレンド会員の種別を設ける。
3. 正会員はSMFの運営に携わり、企画立案に関与することができる。
4. サポート会員は、SMFの趣意に賛同し、その実現を援助する団体もしくは法人で、企画の情報と成果を享受することができる。
5. フレンド会員は、SMFの趣意に興味を持つ会員で、企画の情報と成果を享受することができる。
6. SMFからの退会は、本人の意思に基づいて、いつでも自由に認められることとする。なお以下の場合についても退会を認める。
  - 6-1. 会員の死亡および団体・法人の解散があった場合。
  - 6-2. 会費を2年以上滞納し、催促しても会費の納入がない場合。

(会費)

第6条 会員の年会費を以下の通り定める。

正会員は10,000円、サポート会員は1口30,000円、フレンド会員は3,000円。

(ボランティア登録)

第7条 SMFの活動および事業に協力するボランティアを募り、その登録を行い、登録されたボランティアには必要な情報を提供する。

(会の運営とフォーラム)

第8条 正会員で構成し、定期的を開催するSMFの運営会議をフォーラムと呼ぶ。

2. フォーラムではSMFの運営、事業の企画立案、開催などを協議し決議する。
3. フォーラムの招集、遂行、決議に関わる事項は必要に応じ別に定めるものとする。

(運営委員)

第9条 フォーラムにおける承認を得て、正会員の中から運営委員を選出する。運営委員はSMFの運営を執行する。その任期は2年とするが、フォーラムにおける承認により再任も認められる。

(委員会)

第10条 SMFの活動および事業の執行をはかるために、運営委員により構成される、総務委員会、企画委員会、広報委員会を設け、運営委員はいずれかの委員会に所属する。

2. 必要に応じ、1項以外の委員会を設置し、また廃止することができる。
3. 各委員会の運営に関わる事項は、必要に応じ別に定めるものとする。

(寄附、助成などの受託)

第11条 SMFの活動および事業の執行をはかるために、フォーラムにおける承認を得て、寄附や助成を受けることができる。

(活動・事業年度)

第12条 活動ならびに事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の変更)

第13条 この会則は、フォーラムにおける議決により変更することができる。

(附則)

1. この会則は平成25年4月1日から実施する。
2. 平成29年3月12日、第4条一部改定
3. 平成30年7月8日、第5条一部改定